

制定 平成17年4月28日
改正 平成18年4月14日
改正 平成19年3月31日
改正 平成20年4月25日
改正 平成21年4月1日
改正 平成22年4月1日
改正 平成23年4月1日
改正 平成23年5月1日

横浜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止を推進するため、市が実施する住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 次条に規定する太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）を住宅へ設置し、自ら電力会社と電力供給契約を結ぶ個人（法人、マンション管理組合等は対象外）に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、太陽光発電システムの住宅への設置に際し、太陽熱利用システムの導入についても検討を行うことを条件とする。

2 補助に係る住宅は、横浜市内の住宅で次の各号のいずれかに適合したものでなければならない。

- (1) 戸建て住宅で、補助金の交付を受けようとする者が居住する住宅。ただし、建物所有者全員の同意がとれている場合に限る。
- (2) 共同住宅で、補助金の交付を受けようとする者が居住（建物に居住し、居住部への電力供給を目的としていれば、階段、広場等、共用部分への供給を含むシステムも可とする）している住宅。ただし、設置箇所に係る建物所有者全員の同意がとれている場合に限る。
- 3 当該補助事業は、当該年度に対象システムの設置工事に着手し、当該年度の3月15日までに本要綱第11条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。ただし、工事着手前に本要綱第8条に定める交付決定を受けていることを条件とする。
- 4 前項にかかわらず、対象システム付きの建売住宅を購入する場合は、当該年度に売買契約をし、当該年度の3月15日までに本要綱第11条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。ただし、引渡し前に本要綱第8条に定める交付決定を受けていることを条件とする。
- 5 当該補助事業は、横浜市補助金等の交付に関する規則第24条ただし書きに規定する市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行い難い場合に該当するものとする。

(対象システム)

第3条 対象システムとは、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りりで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（kW表示と

し、小数点第3位を切り捨てる。）とする。以下同じ）が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。

- (2) 未使用品であること（中古品は対象外）。
- (3) 平成23年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の補助事業者が定めるシステムの性能及び安全性等の技術的仕様を満たすもの。ただし、上記補助事業者の技術的仕様が示されるまでの期間においては、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書（J-PEC 第0810-0011号 改定平成21年8月17日）の要件に適合するもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の(1)と(2)の合計とする。

- (1) 今回設置する太陽電池の最大出力の値（キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。以下同じ。）に1万5千円を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）。ただし、補助金の上限は6万円とする。
- (2) 今回設置する太陽電池の最大出力の値（キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。以下同じ。）に1万5千円を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）。ただし、補助金の上限は5万2千円とする。
- 2 過去に対象システムを設置したことのある者の場合は、次の(1)と(2)の合計とする。
 - (1) 今回設置する太陽電池との合計最大出力の値から過去に設置した太陽電池の最大出力の値を差し引いた値に1万5千円を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある時はこれを切り捨てた額）とする。ただし、6万円から過去に交付した金額を控除した額を上限とする。
 - (2) 今回設置する太陽電池との合計最大出力の値から過去に設置した太陽電池の最大出力の値を差し引いた値に1万5千円を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある時はこれを切り捨てた額）とする。ただし、5万2千円から過去に交付した金額を控除した額を上限とする。

(募集)

第5条 市は、年度毎に定める募集開始日から当該年度の2月15日までの間、この要綱に基づく補助を受けようとする者について募集を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は受け付けた申請書に係る補助予定金額の総額が予算の範囲を超える日（以下「予算を越える日」という。）をもって受付を終了する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 現況写真（カラー）

- (2) 同意書（建物所有者が申請者以外に存在する場合）
- (3) 太陽光パネルの設置計画図（建売り購入の場合は設置図）
- (4) 「工事請負契約書」の写し又は建売住宅の「売買契約書」の写し
- (5) 補助対象工事の内訳書
- (6) 印鑑登録証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、市長が定める場所に持参することにより行うものとする。

（事務の代行）

第7条 申請者は、申請に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。

2 申請者は、前項の事務手続きを代行させる場合、事務代行届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（受付、交付の決定及び不交付の決定）

第8条 市長は、受付を先着順に行う。

2 市長は、申請書を受け付けた後、速やかにその内容を審査し、補助金交付決定（以下「交付決定」という。）の適否を判断し、適正な受付があった日の順に補助金を交付する者（以下「交付決定者」という。）及び補助金交付額を決定する。

3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

4 市長は、交付を決定したときは補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）により、また、交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（第4号様式。以下「不交付決定通知書」という。）により、申請者にその旨を通知する。

（計画変更届の提出）

第9条 申請者は、第8条第4項の決定通知書を受けた後、申請書に記載した次に掲げる事項を変更するときは、計画変更届（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、計画変更届により補助金交付決定金額を増額することはできない。

- (1) 補助金交付決定金額
- (2) 交付決定者名

2 市長は、補助金交付決定金額の変更について承認した場合、承認した証として、受理番号、受理年月日を記入した写しを交付決定者に返却するものとする。

3 市長は、交付決定者名の変更について承認した場合、計画変更承認通知書（第6号様式）によりその旨を通知するものとする。

4 計画変更届の提出は、市長が定める場所に持参することにより行うものとする。

（中止の承認申請）

第10条 交付決定者は、対象システムの設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の計画中止について承認した場合、計画中止承認通知書（第8号様式）によりその旨を通知するものとする。

3 計画中止承認申請書の提出は、市長が定める場所に持参することにより行うものとする。

（実績報告書の提出）

第11条 交付決定者は、電力会社との受給開始日から30日以内かつ当該年度の3月15日までに、次に掲げる書類を添付して、実績報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (2) 対象システムの設置状態を示すカラー写真
- (3) 太陽光モジュールの製造番号・出力 対比表
- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (5) 住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（実績報告書の提出前3か月以内のもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出は、市長が定める場所に持参することにより行うものとする。

（補助金交付額の確定及び補助金の交付）

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第10号様式）により、交付決定者に対し補助金を交付する旨を通知し、それを交付しなければならない。

（管理）

第13条 補助金の交付を受けた者は、対象システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。この場合において、交付を受けた者は、天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、対象システムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（処分制限）

第14条 交付を受けた者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付決定及び交付額の確定の取消し並びに補助金の返還）

第15条 市長は、次の各号の何れかに該当する場合は、第8条第4項の規定による補助金交付決定又は第12条の補助金交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定を受けた者が、本要綱に違反した場合
- (2) 補助金交付額の確定を受けた者が、本要綱に違反した場合
- (3) 補助金交付額の確定を受けた者が、補助金を対象システムの設置以外の目的に使用した場合

2 市長は、前項の取消をした場合において、当該取消に係る部分に交付された補助金の返還を請求することができる。

3 市長は、補助金交付を受けた者が、前条の規定により承認を受けて対象システムを処分したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（協力）

第16条 市長は、補助金交付決定者又は交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 横浜市や横浜市地球温暖化対策推進協議会等で行っている、「環境家計簿」、「省エネ講習会」等のアンケート、太陽光発電・太陽熱利用に関するアンケート。

(2) その他「体験談」等、市長が協力依頼する事項

(雑則)

第17条 この要綱により定めるものの他、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

- 附則 この要綱は、平成17年5月10日から施行する。
- 附則 この改正は、平成18年4月14日から施行する。
- 附則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成20年4月25日から施行する。
- 附則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成23年5月1日から施行する。